

改正

平成 五年一二月二四日規則第八九号
平成 八年一二月二六日規則第六五号
平成一四年 三月 七日規則第七号
平成一五年一〇月三〇日規則第七二号
平成一五年一二月一一日規則第七八号
平成一七年 八月 一日規則第七五号
平成一八年 五月二五日規則第五三号
平成一九年 三月三一日規則第二五号
平成一九年一二月二六日規則第九九号
平成二八年 三月三一日規則第一七号

広島県青少年健全育成条例施行規則をここに公布する。

広島県青少年健全育成条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害図書類とする図書類の内容)

第一条の二 条例第二十八条第二項第一号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。）とする。

一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

イ 大たい部を開いた姿態

ロ 陰部、でん部又は女性の胸部を誇示した姿態

ハ 自慰の姿態

ニ 陰部、でん部又は女性の胸部を愛ぶ又はもてあそぶ姿態

ホ 排せつの姿態

ヘ 緊縛の姿態

二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- イ 性交又はこれを連想させる行為
- ロ 強かん、輪かんその他の陵辱行為
- ハ 同性間の行為
- ニ 変態性欲に基づく行為

2 条例第二十八条第二項第二号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものの場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした場面を含む。）とする。

（有害興行の指定等の掲示）

第二条 条例第二十九条第三項の規定による掲示は、別記様式第一号により行わなければならない。

（有害がん具刃物類の内容）

第二条の二 条例第三十条第二項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具刃物類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 性器を模したもの又はこれに類似するもの
- 二 性器を包み込み、性器若しくは肛門に挿入し、又は性器に装着する構造を有するもの
- 三 全裸又は半裸の人形（気体又は液体を用いて膨張させることにより人形となるものを含む。）

2 条例第三十条第二項第四号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具刃物類は、当該がん具刃物類用の弾丸、矢その他これに類するもの（以下「弾丸等」という。）を装てんし、発射した場合において、当該弾丸等の有するエネルギーが〇・八ジュール毎平方センチメートル（水平射角で弾丸等を発射した場合に、銃口から三メートルの距離にある四隅を固定した新聞紙七枚を貫通する威力）以上を有するものとする。

3 条例第三十条第二項第五号に規定する規則で定めるところにより計った刃体の長さは、刃物の切先と当該刃物の柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さとする。

4 条例第三十条第二項第五号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具刃物類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 折りたたみ式ナイフのうち、刃体と柄の結合部に二本の回転軸を有し、この軸を中心に柄が二つに分かれて回転することにより、刃体を露出し、又は収納することができるものであって、かつ、刃体の先端部が著しく鋭いもの
- 二 鑷（しのぎ）を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフであって、かつ、刃体の先端部が著しく鋭いもの

（自動販売機等の設置届の様式等）

第三条 条例第三十二条第一項の規定による届出は、別記様式第二号に次の各号に掲げる書類を添

付して行わなければならない。

- 一 自動販売機等の設置場所付近の見取図
 - 二 別記様式第二号の二による条例第三十二条の二第二項第一号に規定する自動販売機等管理者としての権限を証明する書類
 - 三 住民票その他の条例第三十二条の二第二項第二号に掲げる要件を証明することができる書類又はその写し
- 2 条例第三十二条第一項第五号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 自動販売機等の設置主体
 - 二 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名、住所及び電話番号
 - 三 自動販売機等の収納物の種類
 - 四 自動販売機等の稼働開始年月日
- 3 条例第三十二条第二項の規定による届出は、自動販売機等設置届に係る事項に変更を生じたときにあつては別記様式第三号に次の各号に掲げる書類を添付し、届出に係る自動販売機等の稼働を廃止したときにあつては別記様式第四号により行わなければならない。
- 一 自動販売機等管理者の変更の場合は、新たな管理者に係る第一項第二号及び第三号に掲げる書類
 - 二 自動販売機等の設置場所の変更の場合は、新たな設置場所に係る第一項第一号に掲げる書類
- 4 条例第三十二条第三項に規定する届出済証は、別記様式第五号によるものとする。
- 5 条例第三十二条の二第二項第三号に規定する規則で定める要件は、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。

(青少年の深夜の立入りを制限しなければならない営業者等)

第四条 条例第三十五条第一項の規則で定める営業を営む者は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業を営む者及び個室又は他から見通すことが困難な区画において客に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者とする。

- 2 条例第三十五条第二項の規定による掲示は、別記様式第六号により行わなければならない。

(有害図書類等の指定等の告示)

第五条 条例第三十七条の規定による告示は、指定又は指定の取消しをしようとする有害図書類等の種類及び名称並びに指定又は指定の取消しの年月日その他必要な事項を記載して行うものとする。

(営業禁止区域の基準となる施設)

第六条 条例第三十八条の三第一項第四号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）のうち、専ら青少年の利用に供される施設として知事が別に指定するもの
- 二 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、専ら青少年の利用に供される施設として知事が別に指定するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、専ら青少年の利用に供される施設で別表に掲げるもの
(利用カード自動販売機への表示)

第七条 条例第三十八条の四第三項の規定による表示は、別記様式第七号により行わなければならない。

(広告物の掲出又は表示の基準)

第八条 条例第三十八条の六第一項ただし書に規定する規則で定める広告物は、条例第三十八条の二第一項の利用カード等販売所が設置されている建物又はその敷地内における各広告物で一の営業所当たりのそれらの表示面積を合わせて十平方メートル以下のものとする。

(頒布禁止物品)

第九条 条例第三十八条の七第一項に規定する規則で定める物品は、その物品を入れ、若しくは包んでいる物又はその物品自体にテレホンクラブ等営業に関する名称若しくは電話番号又は利用カード等販売業に関する名称若しくは所在地が記載されている物品とする。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年一二月二四日規則第八九号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成八年一二月二六日規則第六五号）

- 1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。
- 2 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成八年広島県条例第十八号）附則第八項に規定する規則で定める広告物は、広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）第三十八条の二第一項のテレホンクラブ等営業所又は同条例第三十八条の三第一項の利用カード等販売所が設置されている建物又はその敷地内における各広告物で一の営業所当たりのそれらの表示面積を合わせて十平方メートル以下のものとする。

附 則（平成一四年三月七日規則第七号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月三〇日規則第七二号抄）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中広島県行政組織規則第二十一条の表の改正規定（「、双三郡」を削る部分を除く。）、第二十八条の表並びに第三十一条第一項の表及び第二項の改正規定並びに第三十五条の表、第五十七条の表及び第六十五条の表の改正規定（これらの改正規定中「、双三郡」を削る部分を除く。）、第二条及び第三条の規定並びに第四条中広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第十五の付表の改正規定（同表に安芸高田市の項を加える部分及び同表の高田郡の部を削る部分に限る。） 平成十六年三月一日

附 則（平成一五年一二月一一日規則第七八号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年八月一日規則第七五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の広島県税規則、広島県税事務取扱規則、証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則、広島県人口移動統計調査規則、広島県市町村振興基金条例施行規則、消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則、広島県青少年健全育成条例施行規則、私立学校法等施行細則、広島県立自然公園条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則、広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則、広島県環境影響評価に関する条例施行規則、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則、災害救助法施行細則、民生委員法施行細則、食品衛生法施行細則、行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱の費用弁償に関する規則、身体障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、母子保健法施行細則、児童福祉法施行細則、広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則、生活保護法施行細則、介護保険法施行細則、広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則、広島県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、子牛公正取引条例施行規則、広島県有種畜貸付規則、漁船法施行細則、家畜取引法施行細則、林業種苗法施行細則、広島県沿岸漁業改善資金貸付規則、広島県漁港区域内における行為等に関する規則、広島県林業・木材産業改善資金貸付規則、広島県道路占用規則、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、地すべり等防止法施行細則、広島県砂

防指定地管理条例施行規則、広島県港湾区域内の占用等に関する規則、広島県の海の管理に関する条例施行規則、広島県海岸保全区域内の占用等に関する規則、宅地造成等規制法施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則及び広島県建築基準法施行細則に規定する様式で行われている申請その他の手続は、改正後の広島県税規則、広島県税事務取扱規則、証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則、広島県人口移動統計調査規則、広島県市町振興基金条例施行規則、消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則、広島県青少年健全育成条例施行規則、私立学校法等施行細則、広島県立自然公園条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則、広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則、広島県環境影響評価に関する条例施行規則、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則、災害救助法施行細則、民生委員法施行細則、食品衛生法施行細則、行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱の費用弁償に関する規則、身体障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、母子保健法施行細則、児童福祉法施行細則、広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則、生活保護法施行細則、介護保険法施行細則、広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則、広島県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、子牛公正取引条例施行規則、広島県有種畜貸付規則、漁船法施行細則、家畜取引法施行細則、林業種苗法施行細則、広島県沿岸漁業改善資金貸付規則、広島県漁港区域内における行為等に関する規則、広島県林業・木材産業改善資金貸付規則、広島県道路占用規則、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、地すべり等防止法施行細則、広島県砂防指定地管理条例施行規則、広島県港湾区域内の占用等に関する規則、広島県の海の管理に関する条例施行規則、広島県海岸保全区域内の占用等に関する規則、宅地造成等規制法施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則及び広島県建築基準法施行細則に規定する様式で行われている申請その他の手続とみなす。

附 則（平成一八年五月二五日規則第五三号）

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日規則第二五号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二六日規則第九九号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日規則第一七号）

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

別表（第六条関係）

名称	位置
広島市グリーンスポーツセンター	広島市
広島市こども図書館	広島市
広島市こども文化科学館	広島市
広島市こども村	広島市
広島市似島臨海少年自然の家	広島市
広島市三滝少年自然の家	広島市
広島県立福山少年自然の家	福山市
安芸高田少年自然の家	安芸高田市